

法人間の外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意ください！

お客さま各位

三井住友銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法人のお客さまと海外のお取引先や親会社・関連会社(以下、「外国法人」といいます)との間で、送金取引時の送金口座情報の連絡を電子メールにより行う際、偽の電子メールや内容が改ざんされた電子メールにだまされ、**外国送金の資金が詐取される被害が発生**しています。

※コンピューターウイルスに感染し、不正に暗証番号を取得されることにより、お客さまの口座から不正に送金が行われる犯罪とは異なります。

法人のお客さまにおかれましては、次のような対策をご実施ください。

◆ 発生している事案

- ▶ 外国法人になりすまして送信された電子メールの送金指示や電子メール添付請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- ▶ お客さまの外国に所在する関係会社のCEO等、上層幹部になりすまして、お客さまの会計担当者に送られた電子メールの指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- ▶ お客さまから外国法人に送信した電子メールまたは添付請求書が改ざんされ、お客さまの指示口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取された。

◆ 対策事例

▶ 送金前に電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実の確認

以下の事例のような通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、外国法人に対して、**電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実の確認**を行う。

- ・外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合
- ・外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した場合
- ・至急扱いや極秘扱いの送金依頼メールを受信した場合 など

▶ パソコンのセキュリティ対策

- ・**送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策**を行う。
- ・また、外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、**平文(暗号化されていないデータ)ではなく暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付す**など、より安全性の高い方法で行う。

万が一、被害に遭われたことが判明した場合には、当該外国送金のお取扱店や所轄警察にご連絡・ご相談ください。

全国銀行協会のホームページの「重要なお知らせ」をご参照ください。

(URL) http://www.zenginkyo.or.jp/topic/sagijiken_remittance/index.html

